

2016年 6月 22日

各 位

上場会社名 株式会社ネクスト
 代表者名 代表取締役社長 井上 高志
 (コード番号 2120 東証第一部)
 問合せ先 経営管理部長 福澤 秀一
 (TEL 03-5783-3603)

商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月24日開催の取締役会において、下記のとおり「商号の変更及び定款一部変更の件」を同年6月28日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号変更及び定款変更の理由

- (1) 国内外におけるブランド力強化のための施策の一環として、「株式会社ネクスト」から新商号「株式会社Lifull」に変更すべく、現行定款第1条(商号)を変更いたします。
- (2) 事業内容の多様化に対応するため、第2条(目的)に定める事業目的を追加いたします。
- (3) 業務効率化を図るため、第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更いたします。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりました。これに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条(取締役の責任免除)第2項及び第38条(監査役の責任免除)第2項の一部をそれぞれ変更いたします。なお、現行定款第30条(取締役の責任免除)第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款第33条(任期)第3項について、根拠条文の変更いたします。

2. 商号変更及び定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社ネクストと称し、英文では NEXT Co., Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社Lifullと称し、英文ではLifull Co., Ltd.と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(17) (条文省略) (新 設) (新 設) (18) (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(17) (現行どおり) (18) 旅行業 (19) 飲食店、喫茶店の経営 (20) (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 第1条(商号)の変更は、2017年4月1日から実施する。なお、本附則は、第1条の効力発生日経過後削除されるものとする。</p> <p>第2条 第3条(本店の所在地)の変更は、2017年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後削除されるものとする。</p>

3. 日程

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 2016年6月28日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2016年6月29日 |
| 第1条変更の効力発生日 | 2017年4月1日 |
| 第3条変更の効力発生日 | 2017年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日 |

以 上